

JIS

防毒マスク

JIS T 8152 : 2012

(JSAA/JSA)

平成 24 年 2 月 25 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 労働安全用具技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	神山 宣彦	東洋大学 (社団法人日本作業環境測定協会)
(委員)	岩本 佐利	一般社団法人日本電機工業会
	小野 真理子	独立行政法人労働安全衛生総合研究所
	亀澤 典子	厚生労働省
	後藤 恭助	財団法人日本防災協会
	小山 純二	産業用ガス検知警報器工業会
	杉本 まさ子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	谷澤 和彦	日本安全帽工業会
	利岡 和範	日本安全靴工業会
	豊馬 誠	電気事業連合会
	根岸 公一郎	株式会社千代田テクノ
	野原 由樹子	日本防護服研究会
	松村 不二夫	公益社団法人日本保安用品協会
	本山 建雄	公益社団法人産業安全技術協会
	森川 淳子	東京工業大学
	森脇 誠	建設業労働災害防止協会
	山田 比路史	日本呼吸用保護具工業会
	山本 直之	山本光学株式会社
	吉澤 道夫	独立行政法人日本原子力研究開発機構

主 務 大 臣：厚生労働大臣，経済産業大臣 制定：昭和 47.2.28 改正：平成 24.2.25

官 報 公 示：平成 24.2.27

原 案 作 成 者：公益社団法人日本保安用品協会

(〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-15 和光湯島ビル TEL 03-5804-3125)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：労働安全用具技術専門委員会 (委員長 神山 宣彦)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課及び労働衛生課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	1
5 性能	2
5.1 気密性	2
5.2 排気弁の作動気密	2
5.3 面体の通気抵抗	3
5.4 吸収缶の通気抵抗	3
5.5 吸収缶の除毒能力	3
5.6 粒子捕集効率	5
5.7 吸気中の二酸化炭素濃度上昇値	5
5.8 連結管及び連結管取付部の破断又は離脱	5
5.9 しめひもの伸び率	5
5.10 しめひもの破断又は離脱	5
5.11 アイピースの気密性	6
6 構造	6
6.1 一般事項	6
6.2 種類別の構造	6
6.3 各部の構造	6
7 材料	7
8 試験	8
8.1 気密性試験	8
8.2 排気弁の作動気密試験	8
8.3 面体の吸気抵抗試験及び排気抵抗試験	8
8.4 面体の吸気抵抗ピーク値試験及び排気抵抗ピーク値試験	9
8.5 吸収缶の通気抵抗試験	9
8.6 除毒能力試験	9
8.7 粒子捕集効率試験	10
8.8 吸気中の二酸化炭素濃度上昇値試験	11
8.9 面体から吸収缶連結部までの強度試験	12
8.10 しめひもの伸び率試験	12
8.11 しめひもと取付部の強さ試験	12
8.12 アイピース部衝撃試験	12

	ページ
9 検査.....	13
10 製品の呼び方.....	13
11 表示.....	13
12 添付書類.....	16
12.1 取扱説明書.....	16
12.2 その他の添付書類.....	16
附属書 A (参考) 防毒マスクの構造の例.....	17
解 説.....	23

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本保安用品協会（JSAA）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS T 8152:2002** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

防毒マスク

Gas respirators

序文

この規格は、1955年に **JIS B 9903**（防毒マスク）として制定され、その後数回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は2002年に行われたが、その後の対応すべき有毒ガスの増加、それに対応する吸収剤の開発、試験技術の発展、的確な表現などに対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、事業場その他の場所で、有毒なガス若しくは蒸気（以下、有毒ガスという。）又は有毒ガスと混在する粒子状物質を除去することで空気を浄化して吸入するための防毒マスク（以下、マスクという。）について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS T 8001 呼吸用保護具用語

JIS Z 8102 物体色の色名

JIS Z 8721 色の表示方法—三属性による表示

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS T 8001**による。

4 種類

マスクの種類は、**表 1**による。

吸収缶の種類は、**表 2**のとおりとし、更にそれぞれ防じん機能付きと防じん機能なしとに区別する。

防じん機能付き吸収缶の粒子捕集効率による等級別記号は、**表 3**による。

注記 防じん機能付き吸収缶は、粒子状物質も併せて捕集除去することを目的としたものであり、ろ過材が内蔵されているものと、ろ過材が分離できるものがある。